

ドーピング禁止規程 改正箇所

- ◎ 目次： ページ訂正
- ◎ 誤記訂正
- ◎ 本文訂正
 - 削除： 赤
 - 追記： 青

4 ページ

第9条

(5) 書式 0-1 に記載された薬剤が「禁止物質」であると証明された場合には、ドーピング・コントロール・オフィサーは選手に~~の資格停止について~~の**に対する**追加調査を行う権限を有する（~~ニ~~**そ**の結果に基づき資格停止に至ることがある）。

5 ページ

第10条 [被検者の選定手続]

- (3) ドーピング・コントロール・オフィサーは、以下のとおりくじ引きを行うものとする。
- ① 公式選手リストを参照し、選手の氏名とシャツの番号を確認する。
選手の背番号が1～18の場合には1～18の番号をそのまま抽選番号とし、背番号が19以上の場合には残余の番号札を番号の小さい順に背番号の小さい選手に割り当てて抽選番号とする。
ドーピングコントロールオフィサーは抽選番号と背番号を本規程末尾に添付された書式 0-10「ドーピングコントロール用代替番号」に記入し、自らの署名のうえ、各チーム代表者に写しを交付する。

9 ページ

第30条 [検体の試験所への届出]

- (1) ドーピング・コントロール・オフィサーは、日付、試合、開催地、試合番号、A 検体および B 検体のコード番号、尿検体のペーハー値および比重等を記載した本規程末尾に添付の書式 0-4「ドーピング試験所検体届出書」（以下、単に「書式 0-4」という）を完成させるものとする。
- (2) 検査を受けた全ての選手の A 検体および B 検体は、書式 0-4 のコピーとともに、本協会のドーピング・コントロール・オフィサーが試験所へ届けるものとする。または、これをあらかじめ指定したサンプル運搬担当者に渡し、本規程末尾に添付の書式 0-11「検体受渡確認書」により、受け渡しを確認する。

第 30 条の②〔ドーピングテストの経過報告〕

ドーピングコントロールオフィサーは、JFA ドーピングコントロール小委員長に対し、本規程末尾に添付の書式 0-7「ドーピングコントロール報告書」および書式 0-9「ドーピングコントロール・エリアチェック」によりドーピングコントロールの詳細を報告するものとする。

10 ページ

第 34 条〔検査結果についての通知〕

第 32 条にいう試験所の長は、検査結果を~~直ちにファクスまたは電子メールにより~~本規程末尾に添付の書式 0-5「検体 A 結果報告書」に記載し、自らの署名のうえ、ドーピング・コントロール小委員会委員長に対して通知するものとする。

第 35 条〔検体 A の検査結果についての通知〕

- (1) 検体 A の分析結果が陰性の場合には、ドーピング・コントロール小委員会委員長は、チームおよび所定の通知先に対してその旨を本規程末尾に添付の書式 0-8「検査結果報告書」により通知するものとする。検体 B は、分析結果の通知から 30 日後に、追加検査に使用されることがないようにするために処分されるものとする。

11 ページ

第 36 条〔陽性の場合の通知〕

検体 A の分析結果が陽性であることがドーピング・コントロール小委員会のメディカルレポートで確認された場合には、本協会専務理事は、アンチ・ドーピング特別委員会委員長およびスポーツ医学委員会の委員長ならびに選手~~の所属チーム~~に対して極秘で直ちにその旨通知するものとする。

第 40 条〔検体 B の分析結果の通知〕

検体 B の検査結果は、~~ファクスまたは電子メールにより~~本規程末尾に添付の書式 0-6「検体 B 結果報告書」に記載し、自らの署名のうえ、ドーピング・コントロール小委員会委員長に対して直ちに通知されるものとする。

15 ページ

第 61 条〔治療目的使用の例外的免責 (TUE)〕

- (2) 処方中に「禁止物質」または「禁止方法」が含まれる場合には、選手は、別の治療または投薬を要~~求しなければならぬ~~請するものとする。
- (3) 別の治療方法がない場合（本規程末尾に添付の別紙 B に記載の「治療目的使用の例外的免責」参照）には、選手は、事情を説明する~~診断書~~医学的証拠資料を入手するも

のとする。かかる**診断書医学的証拠資料**は、診察から48時間以内にドーピング・コントロール小委員会に送付されるものとする。かかる期間内に試合が開催される場合には、**診断書医学的証拠資料**は試合開始前にドーピング・コントロール小委員会に到着するか、ドーピングテストの際に提出されるものとする。かかる時間制限を経過した場合には、いかなる**診断書医学的証拠資料**も受理されないものとする。

15 ページ

第62条 [ドーピング禁止違反に対する制裁]

- ② 「禁止物質」および「禁止方法」のリストに含まれる「指定物質」(specified substances) (本規程末尾に添付の別紙A参照)が検出された場合は、その物質が運動能力の強化を目的としたものでないことを立証できるときは、1回目の違反には**少なくとも**警告、2回目の違反には2年間の資格剥奪、3回目の違反には生涯にわたる資格剥奪を、それぞれ課すものとする。

19 ページ

別紙B

3. TUEとしての例外措置は、~~選手が大会に参加する~~ドーピング・コントロール小委員会の定めるルールに従いTUEを申請し、以下の基準の全てが厳格に満たされる場合に限り、認められるものとする。

20 ページ

7. 申請は、WADCの「治療目的使用の適用措置に関する国際基準」別紙1に記載されたTUEの標準申請書式または**本協会が別途指定する同様の書式**本規程末尾に添付の書式0-12「標準TUE申請書」または/および書式0-13「略式TUE申請書」を使用してなされるものとする。

21～39 ページ

書式0-1～0-13の差換え

38 ページ

書式0-12

注1 (Note 1)	診断内容 (Diagnosis) 診断内容を確認できる 診断書医学的証拠資料 を添付して、本申請書とともに提出しなければならない。この 診断書医学的証拠資料 には、これまでの病歴、診療所見、検査結果及び画像所見をもれなく盛り込むこと。 診断書医学的証拠資料 の内容は、臨床上可能な限り客観的なものとし、立証不可能な状況にある場
----------------	---

	<p>合には、他の中立的医師の意見書を本申請書の参考資料にすることができる。 (Evidence confirming the diagnosis must be attached and forwarded with this application. Medical evidence should include a comprehensive medical history and the results of all relevant examinations, laboratory investigations and imaging studies. Evidence should be as objective as possible in the clinical circumstances, and in the case of non-demonstrable conditions, independent supporting medical opinion will assist this application.)</p>
--	---